

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯にかかる国民健康保険税の減免制度に関する Q&A

草津市役所 税務課

申請について

Q1. 申請は郵送でも可能ですか。

A1. 郵送による申請は可能です。感染拡大を防ぐために窓口ではなく郵送での申請を推奨いたします。

申請をされる方は、ホームページから申請書を印刷するか、申請書を郵送いたしますので、国民健康保険証をお手元にご準備いただき、税務課諸税管理係までお問い合わせください。

Q2. 申請はいつからできますか。

A2. 令和4年度国民健康保険税納税通知書が届いた日(当初通知は令和4年6月中旬頃発送予定)から申請できます。

Q3. 申請期限はありますか。

A3. 令和5年3月31日まで(減免の対象期間)に申請ください。減免の対象期間内であれば、申請時期によって減免額が変わることはありません。国民健康保険に加入されている月分が減免となります。

減免の要件について

Q4. 主たる生計維持者とは誰のことを指しますか。

A4. 主たる生計維持者は、原則として世帯主(国民健康保険に加入していない擬制世帯主も含む)を指します。世帯主以外の方の収入で世帯の生計を維持されている場合は、その方を主たる生計維持者としてください。

Q5. 「重篤な傷病を負った」とはどのような場合を指しますか。

A5. 1か月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重い場合を指します。

Q6. 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とはどのような場合を指しますか。

A6. 新型コロナウイルス感染症それ自体や、その感染拡大防止のための措置による影響を受けた場合を指します。(会社都合による失業の場合は、本減免ではなく非自発的失業者の保険税軽減制度の適用となる場合がありますのでご相談ください。)

Q7. 事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のうち、事業収入については、前年と比べて3割以上減っているが、給与収入は減少する見込みがなく、収入を合計すると前年と比べて3割以上減らない場合は、要件を満たしてないことになりますか。

A7. この場合は、要件を満たしています。収入の要件として、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかが前年と比べて3割以上減っていれば要件を満たしていると判断してください。ただし、この場合、前年の給与所得が400万円を超えていれば減免対象とはなりません。

Q8. 年間の収入見込みはどのようにたてればよいですか。

A8. 昨年の収入や今年の申請時までの収入状況を鑑みて、年間の収入見込み額をご自身で計算してください。

Q9. 事業収入について前年と比べて3割以上減る見込みですが、令和3年中の所得は、収入から必要経費を差し引くと0円になりました。この場合は、減免対象となりますか。

A9. 前年の所得が0円の場合は、対象保険税額が0円となるため、減免対象とはなりません。(本減免とは別に保険税の軽減が適用される場合があります。)

Q10. 令和3年分の確定申告がまだできていない場合はどうしたらよいですか。

A10. 未申告の状態だと正しく税額が決定できないため、確定申告をした後に減免申請をしてください。

Q11. 「減少した種類の所得以外の前年の所得の合計額」とは、何を指しますか。

A11. 例えば、前年の所得に給与所得・年金所得・事業所得の3種類の所得があり、減少が見込まれる収入が事業所得のみの場合は、残りの給与所得・年金所得の合計額のことを指します。

Q12. 国民健康保険の加入手続きを令和4年4月に行い、令和4年3月から遡って国民健康保険に加入しました。令和4年5月に「令和4年度(令和3年度分)国民健康保険税税額変更通知書」が届き、納期限が令和4年6月30日となっていますが、これについては減免対象となりますか。

A12. 令和4年度(令和3年度分)については、令和4年3月中に国民健康保険の加入手続きをした方がのみが対象となるため、令和4年4月に、遡って加入手続きいただいた保険税については、減免対象とはなりません。

Q13. 令和4年4月に「令和4年度(令和2年度分)国民健康保険税税額変更通知書」が届き、納期限が令和4年5月31日になっていますが、減免対象となりますか。

A13. 減免対象となるのは令和4年度分の国民健康保険税であるため、令和2年度分については減免対象とはなりません。(令和3年度以前分は、減免対象外です。)

Q14. 前年の所得が1,000万円を超えているため減免の要件に該当しませんが、現在は休業中のため収入がない場合はどうしたらよいですか。

A14. 国が定めている「新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免」とは別に市が定めている国民健康保険税の減免制度があります。

減免を受けられる方は、事業の休廃業、失業(自己都合退職を除く)、疾病または負傷により今年の所得の見積額が前年中の総所得金額の2分の1以下に減少し、かつ収入の合計額と預貯金額(一人世帯の場合の目安金額は168万円程度)が市で定める基準額以下である方となります。

詳しくは、税務課諸税管理係までお問い合わせください。(市が定めている減免については納期未到来分のみが対象となりますので、お早めにご相談ください。)